

日常生活自立支援事業と利用者への対応を理解しよう

ここでは日常生活自立支援事業の概要と金融機関の関わり方について解説します。

社会福祉法人
監修 全国社会福祉協議会 地域福祉部

●日常生活自立支援事業と法定後見制度の違い

日常生活自立支援事業	根拠法	法定後見制度（後見・保佐・補助）
社会福祉法	民法	
・判断能力が不十分な者で、本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる（日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者）	対象者	精神上の障害により事理を弁識する判断能力が欠けているのが通常の状態＝後見 判断能力が著しく不十分＝保佐 判断能力が不十分＝補助
・都道府県・指定都市社会福祉協議会（窓口業務等は市区町村の社会福祉協議会等で実施）	担い手・機関	成年後見人・保佐人・補助人（親族、弁護士、司法書士、社会福祉士等および法人） ※複数選任可
・相談・申込み ※本人と社会福祉協議会が契約（本人に契約能力があることが前提）	利用手続き	●家庭裁判所に申立 ・本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長・検察官など ※本人の同意：後見・保佐＝不要、補助＝必要
・契約締結判定ガイドラインによる確認、あるいは契約締結審査会にて審査	意思能力確認・審査診断・鑑定	・医師の診断書・診断書附票を家庭裁判所に提出 ・後見・保佐＝原則鑑定が必要
●利用開始の方法 ・本人と社会福祉協議会による援助内容の相談・決定・契約 ●種類 ①福祉サービスの利用援助 ②苦情解決制度の利用援助 ③住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約および住民票の届出等の行政手続きに関する援助等 ●援助の具体的内容 ・預金の払戻し、預金の解約、預金の預入れの手続き等利用者の日常生活費の管理（日常的な金銭管理） ・定期的な訪問による生活変化の察知 ●援助の具体的方法 ・情報提供、助言、契約手続き、利用手続き等の同行・代行 ・援助に必要な書類等の預かり	援助の方法・種類	●利用開始の方法 ・家庭裁判所による申立内容の審判（後見等の開始と後見人等の選任） ●内容（権限） ・財産管理・身上監護に関する法律行為 ・後見＝財産管理についての全般的な代理権・同意権（日常生活に関する行為以外の行為） ・保佐＝民法13条1項に定める行為の同意権・取消権、申立の範囲内の特定の法律行為の代理権 ・補助＝申立の範囲内の「特定行為」の同意権・取消権、申立の範囲内の「特定の法律行為」の代理権
・契約までは無料 ・契約後のサービス利用料は利用者の負担 ※生活保護受給者の利用料は補助対象	費用	・本人の財産に応じて家庭裁判所が審判（事務経費および報酬を被後見人等の財産から支出可能）

参考：全国社会福祉協議会パンフレット、法務省HP、厚生労働省HP

一方で、日常生活自立支援事業は、本人（利用者）がどのような支援を受けるのかについて、その内容を社協と契約し、支援計画を作成する仕組みになっています。例えば「毎月〇日に一緒に銀行に行ってもらい預金をおろす」

「福祉サービスを受ける際の契約を代行してもらう」など、利用者の希望に合わせて細かく支援内容を定めることができます。利用者の行為に制限がある成年後見制度と異なり、日常生活自立支援事業は社協のサポートで、本人


が自分ひとりで行うには不安のある部分を補いながら、できる限り本人の自立した生活を支えていくものなのです。なお、本事業は、利用者が判断能力に不安があるものの、本事業のサービスを契約する意思がある

高 齢社会となった今「時々、通帳の置き場所を忘れてしまつて不安になる」「最近、身体が不自由になり、金融機関に行くのが大変」——こんなひと言をお客様から聞かれることはないでしょうか。こうしたお客様の悩みに対し、皆さんは「成年後見制度を利用してはいかがですか」とアドバイスするでしょうか。

成年後見制度は、民法に基づき家庭裁判所に申立てを行う制度です。審判には医師の診断書が必要になり、また事務経費や報酬もかかるため、簡単に利用できる制度とはいえません。そこで「成年後見制度を利用するほどではないけれど、ちょっとした支援を受けられると日常生活に不安がなくなる」——そのようなお客様にアドバイスしたいのが社会福祉協議会が行う「日常生活自立支援事業」の利用です。

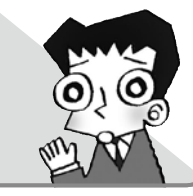
以下では、本事業の内容や金融機関の担当者が利用者との取引にあたり注意すべき点をQ&Aで見えていきます。

Q1 社会福祉協議会とはいったい何？どんな活動をしているの？



日常生活自立支援事業とは、認知症や障害のある人が住み慣れた地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、必要な福祉サービスの利用援助等を行う制度です。制度の詳細は後述しますが、この制度を実施する機関が「社会福祉協議会」（以下、社協）です。

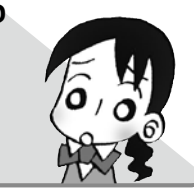
Q2 日常生活自立支援事業とは何？どんな特徴があるの？



日常生活自立支援事業は、社協が「専門員」と「生活支援員」という職員を置き、その活動を通して本人を支援する事業なのです。健康・医療・教育等の関係機関の参加と協力により「福祉のまちづくり」を目指して活動を行っており、社会福祉法に基づく公共性の高い民間団体です。

成 年後見制度は、民法に基づき保護者（成年後見人等）と利用者（成年被後見人等）の権限が決まっています。例えば、成年後見人であれば財産管理について全般的な代理権が備わっています。

Q3 具体的にどんな支援を受けることができるの？



日常生活自立支援事業の主なサービスは、次のとおりです。

- ①福祉サービスの利用援助
 - ②福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助
 - ③住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約および住民票の届出等の行政手続きに関する援助等
- 具体的には、様々な福祉サービスの利用に関する情報の提供や相談、申込や契約の同行・代行、通